

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第2号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(柴田町町税条例の一部改正)

第1条 柴田町町税条例(昭和32年柴田町条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>第21条及び第22条 削除</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p><u>第22条 削除</u></p>

(柴田町税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部改正)

第2条 柴田町税外収入督促手数料及び延滞金条例(昭和39年柴田町条例第205号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

柴田町税外収入の <u>督促</u> 及び延滞金条例	柴田町税外収入 <u>督促手数料</u> 及び延滞金条例
(趣旨) 第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他税以外の町の公法上の収入金（以下「公法上の収入金」という。）に <u>係る督促</u> 及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他税以外の町の公法上の収入金（以下「公法上の収入金」という。）に <u>かかる督促手数料</u> 及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。
(延滞金の額 <u>及び</u> 徴収方法等) 第3条 延滞金の額 <u>及び</u> 徴収方法については、柴田町町税条例（昭和32年柴田町条例第56号）の例による。	(<u>督促手数料及び延滞金の額並びに</u> 徴収方法等) 第3条 <u>督促手数料及び延滞金の額並びに</u> 徴収方法については、柴田町町税条例（昭和32年条例第56号）の例による。

(柴田町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正)

第3条 柴田町立幼稚園授業料徴収条例（昭和50年柴田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(授業料の延滞金) 第5条 保護者が授業料を納期限までに納入しないときは、延滞金を徴収する。 2 前項に <u>規定する</u> 延滞金の額及び徴収方法については、 <u>柴田町税外収入の督促</u> 及び延滞金条例（昭和39年柴田町条例第205号）の例による。ただし、延滞の事由が災害その他避けることができない事情であると町長が認めるときは、免除することができる。	(授業料の <u>督促手数料及び延滞金</u>) 第5条 保護者が授業料を納期限までに納入しないときは、 <u>督促手数料及び延滞金</u> を徴収する。 2 前項に <u>規定する督促手数料及び延滞金の額</u> 及び徴収方法については、 <u>柴田町税外収入督促手数料</u> 及び延滞金条例（昭和39年柴田町条例第205号）の例による。ただし、延滞の事由が災害その他避けることができない事情であると町長が認めるときは、免除することができる。

(柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和58年柴田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(単位負担金)</p> <p>第4条 負担金の額は、1平方メートル<u>当たり</u>300円とする。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第11条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を町長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に<u>至っている</u>ものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(督促)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(単位負担金)</p> <p>第4条 負担金の額は、1平方メートル<u>当り</u>300円とする。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第11条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を町長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に<u>いたっている</u>ものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(督促<u>及び督促手数料</u>)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により、督促状を発した場合は、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、これを徴収しないことができる。</u></p>
---	---

(柴田町給水条例の一部改正)

第5条 柴田町給水条例（平成10年柴田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から徴収する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から徴収する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 督促状を発行するとき 1件につき</u> <u>100円</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

(柴田町介護保険条例の一部改正)

第6条 柴田町介護保険条例(平成12年柴田町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料の督促及び延滞金) 第8条 保険料の督促及び延滞金については、 柴田町税外収入の督促 及び延滞金条例(昭和39年柴田町条例第205号)の規定を準用する。	(保険料の督促手数料及び延滞金) 第8条 保険料の 督促手数料 及び延滞金については、 柴田町税外収入督促手数料 及び延滞金条例(昭和39年柴田町条例第205号)の規定を準用する。

(柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 柴田町後期高齢者医療に関する条例(平成20年柴田町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料の督促及び延滞金) 第5条 保険料の督促及び延滞金については、 柴田町税外収入の督促 及び延滞金条例(昭和39年柴田町条例第205号)の例による。	(保険料の督促手数料及び延滞金) 第5条 保険料の 督促手数料 及び延滞金については、 柴田町税外収入督促手数料 及び延滞金条例(昭和39年柴田町条例第205号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。